

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

証 拠 説 明 書

2015(平成27)年9月10日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁 護 士 谷 次 郎

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲138	福井地裁平成27年 4月14日決定(福 井地方裁判所平成 26年(三)第31号 事件)	写 平成27年4 月14日	福井地方 裁判所民 事第2部	関西電力高浜原発の運転差し止 めを認める仮処分決定において、 「本件原発においても地震の平均 像を基礎としてそれに修正を加え ることで基準地震動を導き出して いることが認められる。万一の事 故に備えなければならない原子力 発電所の基準地震動を地震の平 均像を基に策定することに合理性 は見出し難いから、基準地震動 はその実績のみならず理論面でも 信頼性を失っていることになる」と の指摘がある事実。	
甲139	大飯発電所地震評 価について(抄) (表紙、48頁、95 頁~97頁、100 頁)	写 平成26年 5月9日	関西電力 株式会社	大飯原発の地震動評価におい て、最大加速度を与える短周期 レベルに壇他の式が用いられて おり(100頁)、短周期レベル は地震モーメントの1/3乗に 比例している旨評価されている 事実(48頁、短周期レベルAの 式が1/3乗となっている)。 大飯原発の最大加速度が856 ガル(Ss-4)と評価されて いる事実。	
甲140	川内原子力発電所 地震について(抄) (表紙、55~56頁、 84~85頁)	写 平成26年 5月23日	九州電力 株式会社	九州電力川内原発の基準地震動 評価では、推本レシビは用いら れず他の方法が適用されている 事実。	
甲141	高浜発電所・大飯 発電所地震動評価 について(コメント 回答)(抄)(表紙、 5頁)	写 平成26年 5月16日	関西電力 株式会社	関西電力の「不確かさ」の考え 方について	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲142	鳥取県西部地震の観測記録を利用した強震動評価手法の検証について	写 平成14年 10月31日	地震調査 研究推進 本部 地震調査 委員会 強震動評 価部会	鳥取県西部地震の解析に当たっては3つの観測点(日野、伯太、北房)について2つの方法(ケース1、ケース2)が適用されており、ケース1では、Somerville et al の式が適用され、ケース2では、まったく別の方法が適用されている事実。	
甲143	2005年福岡県西方沖の地震の観測記録に基づく強震動評価手法の検証	写 平成20年 4月11日	地震調査 研究推進 本部 地震調査 委員会 強震動評 価部会	福岡県西方沖地震の解析では、「レシピ」すなわち「入倉・三宅式」が使われたが、まとめでは、「現在のレシピによって概ね再現可能であることが確認された」(11頁)として今後の課題が列挙されているに止まっている事実。	